

諸外国の性犯罪規定における 障がい児者の取り扱い

	オーストリア	イギリス	韓国	ドイツ	フランス	カリフォルニア州	ニューヨーク州	ミシガン州	日本	
身体障害	▼抵抗不能な者		▼身体的な障害がある人 ▼障害者の保護・教育施設に従事する者その保護・監督の対象である障害者	▼身体的な疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行われるに委ねられている者 ▼身体的な理由で反抗不能な者	▼身体障害、身体若しくは精神的欠陥のゆえに著しく脆弱な被害者に対して犯された場合	▼被害者が身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であつて、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合	▼身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合	▼行為者が、被害者が身体的無力者であることを知り、又は知るべき理由があること。 ▼身体的無力である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	身体障害	
知的障害	▼知的障害のため、性的事象の意義を理解し若しくは理解に従って行動することができない者							▼精神障害者(知的障害者)である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	知的障害	
精神障害	▼抵抗不能な者又は精神病、重大な意識障害、若しくはその他これらの状態に匹敵するような重大な精神の不調のため、性的事象の意義を理解し若しくは理解に従って行動することができない者	▼対象者が精神障害を有していること及びそれ故に、又はそれに関する理由のために当該性的接触を拒否することができないおそれがあることを知っていた場合のみならず、知ることを合理的に期待することができた場合	▼精神的な障害がある人 ▼障害者の保護・教育施設に従事する者その保護・監督の対象である障害者	▼中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行われるに委ねられている者 ▼中毒症を含む精神的若しくは心神的疾患若しくは、深刻な意識障害を理由として、反抗不能な者	▼疾病、精神的欠陥のゆえに著しく脆弱な被害者に対して犯された場合	▼被害者が精神障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であつて、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合	▼彼又は彼女が、精神的に無能力であるために同意能力を欠く場合	▼行為者が、被害者が(精神的)心神喪失者である者であることを知り、又は知るべき理由があること。 ▼精神的(心神喪失者)精神障害者である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	精神障害	
薬物・アルコール				▼中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行われるに委ねられている者 ▼中毒症を含む精神的若しくは心神的疾患若しくは、深刻な意識障害を理由として、反抗不能な者			▼彼又は彼女が精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く場合	▼行為者が、被害者が(物理的)心神喪失者であることを知り、又は知るべき理由があること。 ▼(物理的)心神喪失者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	薬物・アルコール ▼準強制性交等罪 ▼準強制わいせつ罪	
発達障害				▼発達障害を理由として、反抗不能な者		▼被害者が発達障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であつて、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合			発達障害	

[出典] ◎ミシガン州：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 ミシガン州性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130486.pdf）◎ニューヨーク州：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 ニューヨーク州性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130546.pdf）◎カリフォルニア州：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 カリフォルニア州性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130487.pdf）◎フランス・ドイツ・韓国：大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム（2014）性暴力と刑事司法 信山社◎イギリス：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 イギリス性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130488.pdf）◎法務総合研究所研究部報告 38（2008）諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html）◎オーストリア：深町晋也（2016）オーストリア刑法における性犯罪規定 立教法務研究 9 17-74

